

# 畜産会 経営情報

公益社団法人 **中央畜産会**  
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号  
第2デューアイシービル9階  
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890  
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>  
E-mail [jlia@jlia.jp](mailto:jlia@jlia.jp)

令和3年2月20日 | No.375

## 主な記事

### 1 畜産学習室

#### 畜産経営における早期改善に向けて

—畜産経営に共通する経営分析のポイント— (1)

(公社)中央畜産会 近藤 康二

### 3 お知らせ

#### 各種交付金単価の公表について

### 2 行政の窓

#### 飼養衛生管理基準の改正について

農林水産省消費・安全局動物衛生課

## 畜産学習室

# 畜産経営における早期改善に向けて

## —畜産経営に共通する経営分析のポイント— (1)

(公社)中央畜産会 近藤 康二

## はじめに

この畜産会経営情報では、令和2年2月20日発行のNo.363号から、令和3年1月20日発行のNo.374号まで1年間、12回にわたり「経営分析のポイントと経営評価」と題して連載してきました。

養豚、酪農、肉用牛肥育、肉用牛繁殖の畜種ごとに、長年にわたり現場で経営診断に携わってこられたベテランの総括畜産コンサルタントの方々に執筆をお願いしました。執筆にあたっては、経営分析の初心者の方々を読者として想定していただきました。そして、それぞれの畜種に応じた経営分析のポイントについて、技術面そして経営面から具体的な項目を取り上げ、その意味や計算方法などについて、わかりやすい解説をしていただいたところです。総括畜産コンサルタントとして、

長年の経験と現場に根ざした解説でした。

今回からは、これまでの解説を踏まえ、畜産経営に共通する経営分析のポイントについて解説していくこととします。

## 経営の目標をどうとらえるか

ところで、この連載のタイトルには「〇〇経営の早期改善に向けて」とあります。

ここには、「経営の改善」とはどのようなことでしょうか。「改善」とは、劣ったところや欠点を是正して、より良い状態にしていくことです。では、畜産経営において、より良い状態ということは、どのような状態のことをいのでしょうか。

畜産経営だけでなく、さまざまな経営や組織にとってより良い状態とは、それぞれの組織が目標とする状態に少しでも近づくことと言えるでしょう。

では、畜産経営が目標とすることはどのようなことでしょうか。実際に畜産経営に携わっている人の考え方はさまざまです。

ある人はゆとりある生活ができればそれで満足であるから、畜産の作業についてもゆとりをもって働くことが目標であるということもあるでしょう。

またある人は、家族と一緒に顔を見ながら楽しく仕事ができることが一番の目標であるというでしょう。

しかし、家族経営であれば畜産経営において得られる収入で家族が生計を立て、生活していくことが、ゆとりある生活や家族の一体感を持った労働ということの前提条件になるのではないのでしょうか。

また、企業経営においても従業員の給与を確保し、経営者としての適正な報酬を経営活動から得るということが目標となってくるでしょう。

こういう点では、畜産経営であっても他産業の経営と同じで、あくまで経営体であることから、収益の確保が経営の目標となることができます。

ここでは、畜産生産の太宗を担っている家族経営を対象に、経営の目標を考えることにします。家族経営においては、畜産経営を営むことによって、家族が生計を営むことが可能となる収入を得ることが経営の目標となります。

よって、経営分析の入り口は、畜産経営を営むことによって得られた収入がいくらであったかを把握することとなります。このことは、金額という数値で経営の目標達成度合いが把握できるということです。経営の分析をし、改善の手がかりを見つけ出すためには、経営の良否やその原因となっている事項を評

価可能にするために、数値で明確に示していくということが重要なのです。

## 経営目標としての所得

家族経営において目標となる収入とはどんなものなのでしょうか。

それは、通常「所得」と呼ばれているものとなります。

所得とは、家族経営における経営成果を表す考え方で、経営活動で得られた収入から、経営活動を行うのに必要となった費用を差し引いた残額のことです。これを算式で表すと以下のとおりとなります。

$$\text{◎所得} = \text{収入} - \text{支出}$$

この算式の右側にある、「収入」は、畜産経営を営むことにより得られるすべての収入となります。具体的にいうと、畜産物の売り上げ、たい肥や牧草の販売収入、飼料生産や収穫にかかる作業受託収入、マルキンなどの交付金や補てん金収入などです。

これに対して、「支出」は、畜産経営を営むために必要となるすべての費用となります。具体的には、飼料やもと畜などの生産資材の購入費、畜舎・機械や経産牛（酪農）・成雌牛（肉用牛繁殖）など固定資産の減価償却費、生産物の販売に係る市場取引手数料などの販売経費、牛（豚）マルキンなどの経営安定制度に関する積立金や保険料、借入金の支払利息などです。

なお、先に述べた生産資材の購入費と減価償却費をまとめて物財費と呼ぶ場合があります。

ここで注意しないといけないのは、借入金の支払利息は経費になりますが、借入金の元金の償還額は経費にはならないということ

す。

借り入れた資金を活用して飼料などの資材を購入した場合は、飼料費として費用計上されていますし、機械や畜舎を取得した場合は、それらの取得額と耐用年数に応じた減価償却費が経費として計上されています。このため、借入金の元金の償還額を経費に計上してしまうと、二重計上になってしまうからです。経費に計上できるのは、資金を借り入れるためにかかったコストとしての支払利息だけとなるのです。

## 家族経営における所得とは

ところで、この「所得」とは家族経営においてどのような性格を持っているのかという点にふれておきたいと思います。

所得とは、生産現場での作業をはじめとする家族の労働、資金の調達などの財務管理、畜産物の生産、販売に関する経営活動全体に投下された資源に対する対価＝報酬といえます。

上記の経営活動の大きな部分は、家畜の飼養管理や自給飼料の生産に伴う作業のための労働の投下となります。このため、所得の中には、畜産経営に従事した家族の労働に対する対価＝労賃がまず含まれています。

また、畜産経営には畜舎の建築や家畜の導入、飼料などの生産資材の購入に関連して多額の資金が投入されています。この資金には、金融機関からの借入金だけでなく、自らが保有する資金（自己資金）が投入されています。資金を金融機関から借り入れた場合には利息を支払わなければなりません。これと同様に、自己資金に対する対価＝利子相当が必要だと考えれば、所得の中には、自己資金に対する利子が含まれていることとなります。

そして、畜産経営では、畜舎や施設のための用地のほか、飼料生産用の農地や放牧地などの土地を利用しています。この土地には、借り入れている部分と、家族が所有している部分があります。借り入れている土地に対しては、借地料（地代）が支払われます。資金の時のように、借地に対して借地料が支払われるのと同様に、自己有地に対してもその利用の対価＝地代相当が必要だと考えれば、所得の中には、この自己有地に対する地代が含まれていることとなります。

さらに、家族経営の場合の経営主は、先に述べた生産現場での労働に従事するのに加え、経営の方針決定や財務管理、資金の調達や投資の判断などの資金管理、販売先や資材の調達先、販売時期などの販売・購買管理など、さまざまな経営運営のための意思決定を行っています。このような経営運営のための判断や意思決定のことを、経営管理といいます。家族経営における経営主は、単なる作業員としてだけでなく、経営者としての重要な役割を果たしているのです。所得には、この経営者としての役割に対する報酬（経営者報酬）が含まれているということとなります。

このように、家族経営における所得は、家族の労働、家族が保有していた投下資金、家族が所有し畜産に供用されている土地、そして経営主の経営者としての機能、それぞれに対する対価＝報酬が一体となっていることを理解しておいてください。

## 所得をどうやって把握するか

これまで説明してきたとおり、家族経営の経営目標であり、経営の成果を計るものは「所得」です。

では、この所得を具体的にどのように把握

すればよいのでしょうか。

ところで、この畜産会経営情報が皆さんのお手元に届くのは、ちょうど畜産経営主の皆さんが令和2年分の決算を取りまとめ、所得の確定申告を行っている真っ最中の時期でしょう。

最近では、確定申告に当たって、青色申告を行う経営が増えてきています。この時に作成する青色申告決算書は、税務申告のためのものです。この青色申告決算書は、課税の基礎となる所得金額が計算できることを目的として様式が定められています。

このため、この青色申告決算書は家族経営の1年間の活動成果である「所得」を把握するためにも活用できるのです。

青色申告を税務申告だけの目的で行うのではなく、その結果を経営分析にも活用することで、経営改善の手がかりを見つけ出すことも可能となるのです。

では、具体的に青色申告決算書について見てみましょう。

令和2年11月に中央畜産会が発行した、「畜産経営者のための青色申告の手引き」の中から、「令和2年分所得税青色申告決算書（農業所得用）」の記入例を、次ページに示しました。

この記入例の右側の列の下から2行目に、「所得金額④⑧」とあります。この金額は、あくまで税務申告を行う人（この記入例でいえば山地牧男さん）が所得税を納める際に、その計算基礎となる金額です。所得税は個人ごとに納めることになります。もし同居する家族が畜産経営に従事していて、その労働の対価として金銭を支払っている場合は、その金額を「専従者給与④①」として山地牧男さんの収入から分離する必要があります。「所得金

額」はこの専従者給与が控除された後の金額となります。さらに、青色申告特別控除の額も差し引かれています。

先に述べたように、家族経営の経営成果である「所得」は、家族員の全員が働いたことに対する報酬が含まれていることから、上記の専従者給与（さらには青色申告特別控除）も含めた額が該当することになります。

青色申告決算書においては、その額が「差引金額④⑥」として表示されています。

この「差引金額④⑥」は、「収入金額⑦」から「経費計④⑤」を差し引いたものですから、先に示した所得の計算式、

$$\text{所得} = \text{収入} - \text{支出}$$

に対応するものであることがわかります。

経営分析の入り口である所得の把握は、毎年1回、必ず行われる青色申告のための決算書を利用することで可能となります。この決算書を税務申告だけで終わらせるのは、経営改善という点から見てとてももったいないことだと言えます。

ここまで、家族経営を念頭に、その経営改善の入り口となる経営成果は、所得であるということを説明しました。そして、その所得の内実は家族の労働に対する報酬が大きな割合を占めていることや、青色申告決算書を活用することにより所得額の把握が可能となることを説明してきました。

今回は、所得額が経営成果として妥当かどうか、所得の水準やその原因の分析方法などについて解説していくこととします。

**（筆者：（公社）中央畜産会 常務理事）**

FA0213

令和02年分所得税青色申告決算書(農業所得用)

|                        |                      |                  |
|------------------------|----------------------|------------------|
| 住所<br>AA市BB町1234-1     | 業種名<br>農業            | 事務所所在地           |
| 氏名<br>ヤマジ マキオ<br>山地 牧男 | 農園名<br>山地農園          | 依拠<br>氏名<br>(名称) |
| 電話番号<br>012-234-6789   | 電話番号<br>012-234-6789 | 電話番号             |

令和2年3月15日 提出用 (令和二年分以降用) 損益計算書 (自1月1日至12月31日)

| 科目          | 金額       | 科目        | 金額      | 科目          | 金額       |
|-------------|----------|-----------|---------|-------------|----------|
| 販売金額 ①      | 41811777 | 作衣用衣料費 ⑱  | 49753   | 差引金額 ⑳      | 14132570 |
| 家事消費費金額 ②   | 81667    | 農業共済掛金 ㉑  | 1453873 | (⑦-⑳)       |          |
| 雑収入 ③       | 2672806  | 減価償却費 ㉒   | 6992487 | 貸倒引当金 ㉓     |          |
| 小計(①+②+③) ④ | 44566250 | 荷造運賃手数料 ㉔ | 2262957 | 繰戻金 ㉕       |          |
| 農産物の棚卸高 ⑤   | 33333    | 雇入費 ㉖     | 1170833 | 各種雑費 ㉗      |          |
| 棚卸高 ⑥       | 33333    | 利子割引料 ㉘   | 28328   | 計 ㉙         |          |
| 計 ⑦         | 44566250 | 地代・賃借料 ㉚  | 260508  | 専従者給与 ㉛     | 1059200  |
|             |          | 土地改良費 ㉜   |         | 貸倒引当金 ㉜     |          |
| 租税公課 ⑧      | 1164680  | 通信費 ㉝     | 10168   | 繰入金額 ㉞      |          |
| 種苗費 ⑨       | 243850   | 作業委託料 ㉞   | 59029   | 繰入金等 ㉟      |          |
| 畜舎費 ⑩       | 2820522  |           |         | 計 ㊱         | 1059200  |
| 肥料費 ⑪       | 630575   |           |         | 青色申告特別控除額 ㊲ | 13073370 |
| 飼料費 ⑫       | 9490884  |           |         | 所得金額 ㊳      | 650000   |
| 農具費 ⑬       | 104582   |           |         | (⑥-㊳)       | 12423370 |
| 農薬費 ⑭       | 2327913  |           |         |             |          |
| 諸材料費 ⑮      | 635434   |           |         |             |          |
| 修繕費 ⑯       | 1632812  |           |         |             |          |
| 動力光熱費 ⑰     | 1177633  |           |         |             |          |

下の欄には、書かないでください。

|   |   |   |
|---|---|---|
| ⑱ | ⑲ | ⑳ |
|---|---|---|

## 行政の窓

## 飼養衛生管理基準の改正について

農林水産省消費・安全局動物衛生課

## 飼養衛生管理基準（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊）

## I 家畜防疫に関する基本的事項

## 〔人に関する事項〕

## 1 家畜の所有者の責務

1 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

## 2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

2 飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

## 3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

【令和4年2月】

3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者等に周知徹底すること。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起

|             |  |
|-------------|--|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止</li> <li>(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組</li> <li>(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い</li> <li>(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止</li> <li>(8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止</li> <li>(9) 農場における防疫のための更衣</li> <li>(10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等</li> </ul>   |
| 4 記録の作成及び保管 | <p>4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 衛生管理区域（8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</li> <li>(2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称</li> <li>(3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日</li> <li>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日</li> <li>(5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況</li> <li>(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容</li> </ul> |
| 5 通報ルールの作成等 | <p>5 大規模所有者は、飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合に</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>6 獣医師等の健康管理指導</p> <p>7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備</p>  | <p>あつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。</p> <p>6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p> <p>7 家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる14及び21について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。</p>  |
| <p>〔飼養環境に関する事項〕</p> <p>8 衛生管理区域の設定</p> <p>9 放牧制限の準備<br/>【令和3年10月】</p> <p>10 埋却等の準備</p> <p>11 愛玩動物の飼育禁止</p> | <p>8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。</p> <p>9 法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。</p> <p>10 法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満二十四月以上のものに限る。）一頭当たり五平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p> <p>11 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。</p> |
| <p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>12 密飼いの防止</p>   | <p>12 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。</p>  |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| <b>Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止</b>            |  |
| <b>〔人に関する事項〕</b>                     |  |
| 13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限             | 13 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。  |
| 14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 | 14 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。  |
| 15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等                | 15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携帯し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。   |
| 16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用            | 16 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。 |
| <b>〔物品に関する事項〕</b>                    |  |
| 17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等                 | 17 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有   |

|   |   |
|---|---|
| <p>18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置</p> <p>19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置</p> <p>20 飲用水の給与</p> <p>21 安全な資材の利用</p> | <p>する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。</p> <p>18 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>19 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>20 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。</p> <p>21 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。</p> |
| <p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>22 家畜を導入する際の健康観察等</p>  | <p>22 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。</p>  |
| <p>Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止</p> <p>〔人に関する事項〕</p> <p>23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等</p>  | <p>23 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。</p>   |
| <p>24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒</p>   | <p>24 畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が附着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>〔物品に関する事項〕</p> <p>25 器具の定期的な清掃又は消毒等</p> <p>26 畜舎外での病原体による汚染防止</p>  | <p>25 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の体液(生乳を除く。)が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。</p> <p>26 家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p>  |
| <p>〔野生動物に関する事項〕</p> <p>27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管</p> <p>28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止</p> <p>29 ねずみ及び害虫の駆除</p> | <p>27 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。</p> <p>28 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>29 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。</p> |
| <p>〔飼養環境に関する事項〕</p> <p>30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>31 畜舎等施設の清掃及び消毒</p>   | <p>30 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。</p> <p>31 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。</p>                       |
| <p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>32 毎日の健康観察</p>   | <p>32 毎日、飼養する家畜の健康観察(家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。</p>  |
| <p><b>IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止</b></p> <p>〔人に関する事項〕</p> <p>33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等</p>                               | <p>33 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>〔物品に関する事項〕</p> <p>34 衛生管理区域から退出する車両の消毒</p> <p>35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</p>  | <p>34 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。</p> <p>35 家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p>   |
| <p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>36 家畜の出荷又は移動時の健康観察</p> <p>37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止</p> <p>38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止</p> | <p>36 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。</p> <p>37 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。</p> <p>38 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p> |

# 中央畜産会施設・機械部会 企画・監修

## 2021

# 畜産施設機械ガイドブック



◎畜産 ICT 事業対象機械には★(オレンジ色)のマークを付けています。

わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。

本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の会員並びに畜産施設・機械メーカーからの協力を得て畜産経営を支える81社の施設・機械・器具・資材等を収録し、用途別に収録したものです。

経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

### 【主な内容】

- 第1章 飼料用施設・機械
- 第2章 牛用施設・機械・器具
- 第3章 豚用施設・機械・器具
- 第4章 家さん用施設・機械・器具
- 第5章 畜産環境・衛生  
対策用施設・機械・器具
- 第6章 畜舎・資材・ICT  
関連・その他
- 第7章 掲載会社一覧

**お問い合わせ・お申込みは下記まで**

**公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)**

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ

# 各種交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和2年10・11・12月分〕

(独)農畜産業振興機構は、令和2年10・11・12月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

なお、令和2年10・11月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払の額については、下記の確定値により算出された交付金の額と概算払額との差額になります。

なお、今後、交付対象頭数が確定することにより、既に積立金が不足している都道府県（表中、※2）以外にも積立金が不足する県が発生する可能性があります。その場合、積立金が不足することとなった県における12月分の支払は、国費分のみ（4分の3相当額）となります。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

| 算出の区域             | 肉用牛1頭当たりの交付金単価                     |                                  |                | 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価                     |                                |                |
|-------------------|------------------------------------|----------------------------------|----------------|-------|------------------------------------|--------------------------------|----------------|
|                   | 令和2年10月<br>確定値(概算払)※1              | 令和2年11月<br>確定値(概算払)※1            | 令和2年12月<br>確定値 |       | 令和2年10月<br>確定値(概算払)※1              | 令和2年11月<br>確定値(概算払)※1          | 令和2年12月<br>確定値 |
| 北海道               | ※2 77,033.7円<br>※2 (74,033.7円)     | ※2 29,851.2円<br>※2 (26,851.2円)   | ※2 3,942.0円    | 埼玉県   | ※2 45,241.2円<br>※2 (42,241.2円)     | ※2 1,920.375円<br>※2 -          | ※2 -           |
| 青森県               | ※2 35,531.325円<br>※2 (32,531.325円) | ※2 -<br>※2 -                     | ※2 -           | 千葉県   | ※2 44,344.8円<br>※2 (41,344.8円)     | ※2 1,023.975円<br>※2 -          | ※2 -           |
| 岩手県<br>(日本短角種を除く) | ※2 30,964.95円<br>※2 (27,964.95円)   | ※2 -<br>※2 -                     | ※2 -           | 東京都   | ※2 11,418.975円<br>※2 (8,418.975円)  | ※2 -<br>※2 -                   | ※2 -           |
| 岩手県<br>(日本短角種)    | -<br>-                             | -<br>-                           | -              | 神奈川県  | ※2 48,168.675円<br>※2 (45,168.675円) | ※2 4,847.85円<br>※2 (1,847.85円) | ※2 -           |
| 宮城県               | ※2 51,457.95円<br>※2 (48,457.95円)   | ※2 -<br>※2 -                     | ※2 -           | 山梨県   | ※2 43,217.55円<br>※2 (40,217.55円)   | ※2 -<br>※2 -                   | ※2 -           |
| 秋田県               | ※2 38,946.15円<br>※2 (35,946.15円)   | ※2 -<br>※2 -                     | ※2 -           | 長野県   | 64,280.7円<br>(60,280.7円)           | 6,519.6円<br>(2,519.6円)         | -              |
| 山形県               | ※2 17,608.05円<br>※2 (14,608.05円)   | ※2 -<br>※2 -                     | ※2 -           | 静岡県   | ※2 40,094.325円<br>※2 (37,094.325円) | ※2 -<br>※2 -                   | ※2 -           |
| 福島県               | ※2 49,985.775円<br>※2 (46,985.775円) | ※2 -<br>※2 -                     | ※2 -           | 新潟県   | ※2 6,553.575円<br>※2 (3,553.575円)   | ※2 -<br>※2 -                   | ※2 -           |
| 茨城県               | ※2 48,136.95円<br>※2 (45,136.95円)   | ※2 4,816.125円<br>※2 (1,816.125円) | ※2 -           | 富山県   | 51,484.5円<br>(47,484.5円)           | -<br>-                         | -              |
| 栃木県               | ※2 47,637.45円<br>※2 (44,637.45円)   | ※2 4,316.625円<br>※2 (1,316.625円) | ※2 -           | 石川県※3 | ※2 -<br>※2 -                       | ※2 -<br>※2 -                   | ※2 -           |
| 群馬県               | ※2 41,753.475円<br>※2 (38,753.475円) | ※2 -<br>※2 -                     | ※2 -           | 福井県※3 | ※2 -<br>※2 -                       | ※2 -<br>※2 -                   | ※2 -           |

(つづく)

(つづき)

| 算出の区域 | 肉用牛 1 頭当たりの交付金単価                   |                                    |                  | 算出の区域 | 肉用牛 1 頭当たりの交付金単価                     |                                    |                  |
|-------|------------------------------------|------------------------------------|------------------|-------|--------------------------------------|------------------------------------|------------------|
|       | 令和 2 年10月<br>確定値(概算払)※1            | 令和 2 年11月<br>確定値(概算払)※1            | 令和 2 年12月<br>確定値 |       | 令和 2 年10月<br>確定値(概算払)※1              | 令和 2 年11月<br>確定値(概算払)※1            | 令和 2 年12月<br>確定値 |
| 岐阜県※3 | -                                  | -                                  | -                | 山口県   | ※2 40,716.0円<br>※2 (37,716.0円)       | ※2 -                               | ※2 -             |
| 愛知県   | ※2 32,360.85円<br>※2 (29,360.85円)   | ※2 -                               | ※2 -             | 徳島県   | ※2 43,458.525円<br>※2 (40,458.525円)   | ※2 -                               | ※2 -             |
| 三重県   | ※2 5,140.125円<br>※2 (2,140.125円)   | ※2 -                               | ※2 -             | 香川県   | ※2 51,243.3円<br>※2 (48,243.3円)       | ※2 -                               | ※2 -             |
| 滋賀県   | ※2 -                               | ※2 -                               | ※2 -             | 愛媛県   | ※2 33,339.6円<br>※2 (30,339.6円)       | ※2 -                               | ※2 -             |
| 京都府   | ※2 -                               | ※2 -                               | ※2 -             | 高知県   | -                                    | -                                  | -                |
| 大阪府   | ※2 -                               | ※2 -                               | ※2 -             | 福岡県   | ※2 62,602.2円<br>※2 (59,943.075円)     | ※2 1,095.525円<br>※2 -              | ※2 -             |
| 兵庫県   | ※2 108,545.4円<br>※2 (105,545.4円)   | ※2 57,595.725円<br>※2 (54,595.725円) | ※2 58,624.425円   | 佐賀県   | ※2 57,685.5円<br>※2 (55,026.375円)     | ※2 -                               | ※2 -             |
| 奈良県   | ※2 -                               | ※2 -                               | ※2 -             | 長崎県   | ※2 51,700.275円<br>※2 (49,041.15円)    | ※2 -                               | ※2 -             |
| 和歌山県  | ※2 -                               | ※2 -                               | ※2 -             | 熊本県   | ※2 31,425.3円<br>※2 (28,766.175円)     | ※2 -                               | ※2 -             |
| 鳥取県   | 70,454.7円<br>(66,454.7円)           | -                                  | -                | 大分県   | ※2 66,388.275円<br>※2 (63,729.15円)    | ※2 4,881.6円<br>※2 (3,544.8円)       | ※2 -             |
| 島根県   | ※2 39,427.425円<br>※2 (36,427.425円) | ※2 -                               | ※2 -             | 宮崎県   | ※2 68,814.225円<br>※2 (66,155.1円)     | ※2 7,307.55円<br>※2 (5,970.75円)     | ※2 -             |
| 岡山県   | ※2 35,148.6円<br>※2 (32,148.6円)     | ※2 -                               | ※2 -             | 鹿児島県  | ※2 70,281.675円<br>※2 (67,622.55円)    | ※2 8,775.0円<br>※2 (7,438.2円)       | ※2 -             |
| 広島県   | ※2 40,390.65円<br>※2 (37,390.65円)   | ※2 -                               | ※2 -             | 沖縄県   | ※2 103,804.875円<br>※2 (100,804.875円) | ※2 56,282.175円<br>※2 (53,282.175円) | ※2 -             |

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

|     | 肉用牛 1 頭当たりの交付金単価         |                          |                |
|-----|--------------------------|--------------------------|----------------|
|     | 令和 2 年10月確定値 (概算払) ※1    | 令和 2 年11月確定値 (概算払) ※1    | 令和 2 年12月確定値   |
| 交雑種 | ※2 98,601.3円 (95,601.3円) | ※2 59,524.2円 (56,524.2円) | ※2 21,843.675円 |
| 乳用種 | 37,969.2円 (33,969.2円)    | 38,144.7円 (34,144.7円)    | 38,791.8円      |

※1 表中の令和 2 年 10 月及び 11 月の肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費及び肉用牛 1 頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段 ( ) 内に概算払時の公表値を表示しています。

肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (概算払) は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (見込み) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額から 4,000 円 (積立金が不足している場合は 3,000 円) を控除した額です。

なお、令和 2 年度第 3 四半期 (10 月から 12 月までの期間) の同制度における価格差補填の発動はなく、肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費は見込み額から変動はなかったことから、肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (確定値) は、肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額となります。

※2 肉専用種において※2 を付した 42 都道府県は積立金が不足しており、東京都、山口県、沖縄県については 3 月分以降、青森県、岩手県 (日本短角種を除く)、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、福井県、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県については 4 月分以降、北海道、宮城県、石川県、和歌山県、岡山県、広島県、佐賀県、宮崎県については 5 月分以降、山形県、神奈川県、静岡県、新潟県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、島根県、長崎県については 6 月分以降、福島県、三重県、福岡県、熊本県については 7 月分以降、秋田県、大分県については 8 月分以降、鹿児島県については 10 月分以降、また、交雑種において※2 を付した東京都については 6 月分以降、京都府については 9 月分以降、国費分のみ (4 分の 3 相当額) の支払となっていることから、交付金の交付がある場合は、交付金単価の 4 分の 3 相当額を表示しています。

※3 ※3 を付した 3 県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の 2 倍の額を加えた額を上回ったため、10 月分は石川県、福井県、岐阜県、11 月分は石川県、福井県、岐阜県、12 月分は石川県、福井県、岐阜県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

## 畜産映像情報

## がんばる! 畜産! 4



日本中央競馬会  
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしく安全な畜産物を消費者の方々へ届けるまでを映像で紹介いたします。

この映像情報を生産者の方へもとより消費者の方々へ共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



## 畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介いたします。

## ●配信中の内容●

作業・管理の外部委託で規模拡大をめざす! / 総集編 畜産の最前線を見る! / 国を守る! 家畜の伝染病を水際で防ぐ動物検疫所の仕事 ほか

## ドキュメント! 畜産の新主役たち

このコンテンツでは、畜産物の安全性確保や6次産業化の取り組み、女性、障がい者など多様な担い手の活躍を「人」に着目して紹介いたします。

## ●配信中の内容●

若者たちの挑戦! / 総集編 日本の養鶏産業の今 / 総集編 畜産の新しいいびき ほか

## なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化など様々な内容を紹介します。

## ●配信中の内容●

鶏の卵が食卓に届くまで / 肉用牛シリーズ総集編 / 肉用牛の国内市場・海外市場への取組 ほか

グリーンチャンネル  
でも放送中



## 「がんばる! 畜産! 4」

URL : <http://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890

